

小林市にしもろ出会い創出支援事業業務委託公募型

プロポーザル実施要領

1 趣旨

「小林市にしもろ出会い創出支援事業業務委託」の実施に当たり、公募型プロポーザル方式(以下「本プロポーザル」という。)により、当該業務に係る企画提案を広く求め、結婚を希望する独身者の出会いの機会を提供し、交際・結婚につなげる考え方などを総合的に評価したうえで、最も適格と判断される事業者を委託契約の優先交渉権者として選定する。

2 業務の目的

未婚化・晩婚化の進行により婚姻数が減少し、少子化の一因となっている。国の調査等によると、若い世代の約8割が「いずれ結婚するつもり」と考えているものの、結婚していない理由として約半数が「適当な相手に出会うことができない」、そのうち約6割が相手を探すために「特に何も行動を起こしていない」と回答しており、交際・結婚に向けた機運の醸成や出会いの機会の提供が必要である。そこで結婚を希望する独身者を対象に、婚活イベントとスキルアップセミナー等を開催し、結婚支援を推進することを目的とする。

3 業務の概要

- (1) 名称 小林市にしもろ出会い創出支援事業業務
- (2) 場所 小林市を含む西諸地域
- (3) 内容 別紙仕様書のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日から令和8年3月13日(金)まで
- (5) 提案限度額 次のとおり(消費税及び地方消費税含む)

仕様書	業務内容	提案限度額
5-(1) ①・②	婚活イベント及びスキルアップセミナーの開催と情報発信・広報活動	2,000,000円

4 プロポーザル方式を採用する理由

民間の発想力や経験などをもとに企画提案を受けることで、当該業務の履行に最も

適した事業者を選定するために、公募型プロポーザル方式を採用する。

5 全体スケジュール

実施内容	実施日
公募の開始・公表	令和7年7月7日(月)
参加表明書の提出期限	令和7年7月21日(月)
質問書の受付期限	令和7年7月24日(木)
参加資格確認結果通知書及び提案書提出要請書を送付	令和7年8月8日(金)
提案書の提出期限	令和7年8月18日(月)
プレゼンテーション・ヒアリング審査の実施	令和7年8月中旬予定
審査結果の通知・公表	令和7年8月中旬予定
契約前の調整	令和7年8月下旬予定
契約締結	令和7年8月下旬予定

※スケジュールは予定であり、日程を変更する可能性があります。

6 参加資格

本業務のプロポーザルに参加する提案者は、以下の全ての要件を満たしている者であること。

- (1) 宮崎県内に事務所及び主たる活動拠点を有すること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続の申立てを行っている者(再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (4) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれかの日において、小林市の指名停止措置若しくは入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (5) 小林市暴力団排除条例(平成23年小林市条例第25号)第2条第1号の暴力団及び同条第3号の暴力団関係者に該当しない者並びに当該法人等に第2号の暴力団を含んでいない者であること。
- (6) 国税及び地方税(県税及び市町村税)を滞納している者でないこと。

7 申込方法

(1) 提出書類の配布方法

本実施要領に示す提出書類(以下、「提出書類」という。)は、小林市ホームページ

ジからダウンロードすること。

ホームページアドレス <https://www.city.kobayashi.lg.jp>

(2) 提出書類

① 参加表明書等（提出期限：令和7年7月21日）

- ・参加表明書（様式第1号）
- ・応募者の概要を説明する書類（様式第2号）
- ・応募者の業務実績等を説明する書類（様式第3号）
- ・誓約書（様式第4号）
- ・定款、規約その他これらに類するもの
- ・国税及び地方税（県税及び市町村税）に関する納税証明書（過去1年分の未納が無いことの証明書）
- ・決算に関する書類（収支決算書、貸借対照表、財産目録又はこれらに相当する書類 ※直近1年分）

※提出部数は全て1部

② 企画提案書等（提出期限：令和7年8月18日）

参加確認結果通知において、認定された者のみの提出をお願いします。

- ・企画提案書（様式第7号）
- ・収支計画書（様式第8号）

※提出部数は、正本1部、副本6部

③ 共通事項

- ・用紙は、A4判で印刷することとする。図表等はA3判も可とするが、A4判のサイズに折りそろえること。
- ・参考資料は表紙を含め10ページ以内とする。

(3) 提出方法

提出期限内の土日祝日を除く8時30分から17時00分までの間に小林市役所本館3階地方創生課に持参すること。

※電子メールやFAX、郵送は不可

(4) 辞退について

辞退する場合は、参加辞退届（様式第6号）を、事前に事務局に電話連絡の上、持参又は郵送すること。

(5) 質問について

① 質問については、質問書（様式第5号）の提出を電子メールにより行うこととし、口頭及びFAXによる質問は受け付けない。

電子メール送信後は、事務局に確認の電話連絡をすること。

なお、質問は提出書類の記載方法、仕様書の内容に関するものに限り受け付けるものとする。

- ② 質問に対する回答は、参加資格を有することを認めた全提案者に電子メールにより送付するものとする（質問者の法人及び個人情報公表しません。）。

8 審査方法

(1) 選定委員会

小林市プロポーザル方式等の実施に関する要綱（平成 29 年小林市告示第 6 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、小林市にしもろ出会い創出支援事業業務委託に係る公募型プロポーザル選定委員会を設置する。

委員長は総合政策部長とし、委員は市職員及び学識経験者で組織する。

(2) プレゼンテーション審査

- ① 実施日時は、7. 全体スケジュールのとおりとする。
※詳細な時間や場所については、別途通知する。
- ② プレゼンテーションの時間は 1 提案者につき 15 分以内（準備時間を除く。）とし、その後、ヒアリングを 15 分行う。
- ③ 出席者は、1 提案者につき 3 人までとし、本業務の総括責任者となる予定の者は原則出席すること。
- ④ 留意事項
- ・ プレゼンテーション・ヒアリング審査は個別に行い非公開とする。
 - ・ プレゼンテーションは、提出された企画提案書等を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。
 - ・ 説明に当たっては、パソコン及びプロジェクターの使用を認める。
 - ・ プロジェクター、スクリーン及びマイクは事務局が用意する。

(3) 評価項目及び評価基準

- ① 少子化対策・男女の出会いに係る考え方（20 点）
- ・ 業務の趣旨との整合性
 - ・ 利用促進のための工夫
 - ・ 提供するサービスの公正性・公平性
- ② 業務における取組（男女の出会い、スキルアップセミナー）等の提案及び遂行能力（40 点）
- ・ 人員配置の妥当性
 - ・ 企画内容とその実現可能性
 - ・ スケジュールの明確性
- ③ 情報発信・発信能力（15 点）
- ・ イベント等の対象者への効果的な発信方法
- ④ 団体の実績及び企画運営能力（10 点）
- ・ 類似事業、関連事業等の過去の実績

- ⑤ 費用の妥当性（15点）
 - ・費用積算の単価、根拠等の妥当性

（4）選定方法

- ① 受注候補者は、選定委員会の評価に基づき決定する。
- ② 選定は、評価基準に基づき企画提案書、プレゼンテーション・ヒアリング審査により行う。
- ③ 選定の結果、評価点の合計が最も高い者（以下、「最高得点者」という。）を受注候補者とし、契約締結の協議等を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。
- ④ 選定の結果、最高得点者が同点で2者以上ある場合は、収支計画書（様式第8号）に記載の委託料（以下「見積価格」という。）が最も低い者を選定する。
なお、収支計画書（様式第8号）に記載の見積価格が同額の場合は、業務における取組（男女の出会い、スキルアップセミナー）等の提案及び遂行能力が最も高い者を選定する。
- ⑤ 選定結果は、提案者全員に通知する。
- ⑥ 提案者が1者になった場合でも評価を行い、各選定委員の評価点の合計が最低水準点以上であれば選定する。
なお、最低水準点の考え方については、評価点各評価項目の配点の合計の6割以上あるかどうかにより判断する。
- ⑦ 選定結果通知後、下記項目について小林市ホームページにおいて公表する。
 - ・受注候補者の名称、総合点及び選定理由
 - ・参加団体数

9 失格事項

提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- （1）提出書類に虚偽の記載があった場合
- （2）見積価格が予定金額を超えた場合
- （3）本実施要領に違反した場合
- （4）公平を欠いた行為があったと市長が認めた場合
- （5）提出書類に不備、錯誤があり、市長が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- （6）正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリング審査に応じなかった場合
- （7）公募の開始・公表の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合

10 留意事項

- (1) 本業務のプロポーザルに係る一切の費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出書類の差し替え、修正、追加は認めない。ただし、選定委員会から要請のあったものについてはこの限りではない。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、市に帰属すること。
- (5) 提出書類は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (6) 提出書類の内容は、小林市情報公開条例（平成18年条例第10号）に基づき、非公開情報を除き、5全体スケジュールの契約締結日以降から起算して15日以内に公開することがある。
- (7) 本業務のプロポーザルの受注候補者の選定を目的に実施するものであり、契約内容は、詳細について協議の上、決定されるものとする。
- (8) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。
- (9) 提出書類において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法によるものとする。

11 事務局

本業務のプロポーザルに係る事務局は、以下のとおりとする。

〒886-8501 宮崎県小林市細野 300 番地

小林市役所総合政策部地方創生課 担当：宮田・原屋敷

電話番号 0984-23-1148

メール k_sousei@city.kobayashi.lg.jp